

議案第43号

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

守口市自転車駐車場条例（平成17年守口市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
第1条 略					第1条 略				
(名称、位置及び構造)					(名称、位置及び構造)				
第2条 略					第2条 略				
名称		位置		構造	名称		位置		構造
略					略				
<u>守口駅南自転車</u>		<u>守口市日吉町2丁目48番地</u>		略	<u>守口駅自転車駐</u>		<u>守口市京阪本通2丁目48番地</u>		略
<u>駐車場</u>					<u>車場</u>				
略					略				
第3条から第13条まで 略					第3条から第13条まで 略				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
地下型 略					地下型 略				
屋外型					屋外型				
名称	区分	一般		学生		障害者			
		1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月

略	
守口駅 南自転車 駐車 場	略
略	
屋内型 略	
備考 略	

略	
守口駅 自転車 駐車場	略
略	
屋内型 略	
備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守口市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第4条、第6条、第7条及び第10条に規定する定期使用の承認及びこれに係る使用料徴収その他必要な行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 新条例第9条の規定は、施行日から規則で定める日までの間に守口駅南自転車駐車場の敷地内に使用承認の期間の終了後7日を超えて駐車し、又は使用承認を受けないで駐車している自転車等がある場合について準用する。
(使用承認の特例)
- 4 この条例の施行の際現に守口駅南自転車駐車場の使用承認を受けている者は、新条例の規定により守口駅自転車駐車場の使用承認を受けた者とみなす。